

## 日割り算定の例

### 【ショートステイ利用日との訪問介護等の重複がない場合】

#### 例1

Aさん 要支援1

平成20年6月に介護予防短期入所生活介護を3日（2泊3日）、介護予防訪問介護I（週1回程度）を利用した場合

介護予防訪問介護事業所は

41単位（予防訪問介護I・日割合成単位数、サービスコード＝612111）×27日  
（30日－3日）＝1, 107単位を算定する。

#### 例2

Bさん 要支援2

平成21年2月に介護予防短期入所生活介護を3日（2泊3日）、介護予防通所介護2を利用した場合

介護予防通所介護事業所は

143単位（予防通所介護2・日割合成単位数、サービスコード651122）×25日  
（28日－3日）＝3, 575単位を算定する。

### 【ショートステイ利用日との訪問介護等の重複がある場合】

#### 例3 要支援1

平成20年5月7日～5月10日まで介護予防短期入所生活介護を4日（3泊4日）利用、帰宅後の5月10日から5月29日まで介護予防訪問介護を利用、同日5月29日から5月31日まで介護予防短期入所生活介護を3日（2泊3日）利用した場合

介護予防通所介護事業所は

41単位（予防訪問介護I・日割合成単位数、サービスコード＝612111）×24日  
（31日－7日）＝984単位を算定する。

なお、加算（アクティビティ実施加算等）については、日割り計算は行わない。